相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県上閉伊郡大槌町小鎚第三一地割五六番地、最後の住所岩手県上閉伊郡大槌町赤浜二丁目三番二四号
被相続人　亡　岩間　泉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十一日
岩手県上閉伊郡大槌町小鎚第二七地割三番地四　シーサイドタウンマスト二階　三陸海岸司法書士事務所
相続財産管理人　司法書士　石川　陽一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県下閉伊郡山田町境田町一三番地の二、最後の住所岩手県下閉伊郡山田町境田町一六番一六号　被相続人　亡　佐々木萬年郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十一日
岩手県盛岡市中央通一―一一―一七　第二大通ビル五階
相続財産管理人　弁護士　桝田　裕之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県小美玉市下吉影一四一二番地、最後の住所茨城県小美玉市下吉影二四三七番地一〇九　被相続人　亡　小松崎みな

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十一日
事務所茨城県水戸市南町二丁目六番三七号　木村ビル二階
相続財産管理人　弁護士　黒澤　悠基

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県戸田市本町二丁目二〇八八番地、最後の住所埼玉県戸田市大字上戸田五番地の四（特別養護老人ホーム戸田ほほえみの郷）
被相続人　亡　榎本　鈴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十一日
埼玉県さいたま市浦和区高砂三―七―二　浦和ＭＴビル二階　浦和サライ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　野木　尚郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区小島二丁目二九番地一一、最後の住所埼玉県久喜市桜田三丁目四番九―二〇六　被相続人　亡　奥川　能康

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十一日
埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目一〇番　シンテイ大宮ビル五階オレンジ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　辻本　恵太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区要町三丁目五〇番地、最後の住所埼玉県東松山市大字東平一四一七番地一　コスモ東松山七二四　被相続人　亡　内多　義高

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十一日
埼玉県深谷市西島町三丁目一番七号　杉山ビル五階
相続財産管理人　弁護士　内田　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県柏市花野井二一六番地、最後の住所千葉県柏市花野井一二〇一番地の五　被相続人　亡　吉田　雅子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十一日
事務所千葉県柏市柏二丁目六番七号　佐山ビル四階　石川亮司法書士事務所
相続財産管理人　石川　亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区中央二丁目一八番、最後の住所東京都中野区中央二丁目一八番八号　被相続人　亡　板東　良子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十一日
東京都千代田区紀尾井町三番一二号紀尾井町ビル八階八〇二Ｂ号室
相続財産管理人　弁護士　神崎　浩昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区大谷口上町三一番地、最後の住所東京都板橋区大谷口上町三一番五号　被相続人　亡　川村　早苗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十一日
東京都千代田区丸の内二丁目一番一号丸の内マイプラザあさひ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　藤原　道子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区中央七丁目四五一番地、最後の住所東京都大田区中央七丁目一二番三号　被相続人　亡　熊谷　隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十一日
事務所東京都千代田区神田多町二―一一カツミビル五階弥生共同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　川村　理

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区江戸川三丁目三八番地、最後の住所東京都江戸川区江戸川三丁目三八番地　被相続人　亡　片岡　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十一日
事務所東京都中野区中央三丁目三九番一号　たんぽぽ館一階たんぽぽ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　元倉美智子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区東大井二丁目一〇九五番地、最後の住所東京都品川区東大井二丁目一九番六号　被相続人　亡　佐分利正樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十一日
東京都港区北青山三丁目一二番七号秋月ビル四〇七浅倉隆顕法律事務所
相続財産管理人　弁護士　浅倉　隆顕

平成26年度決算公告　平成27年8月11日

東京都千代田区丸の内一丁目1番3号

タフ・ムーン・リース・リミテッド

日本における代表者　粟津　義一

貸借対照表の要旨（平成27年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	18,858
	固定資産	3,240,579
	合計	3,259,437
負債及び本店勘定の部	流動負債	5,375
	固定負債	3,253,965
	本店勘定	108
	剰余金	△11
	当期未処理損失	11
	合計	3,259,437